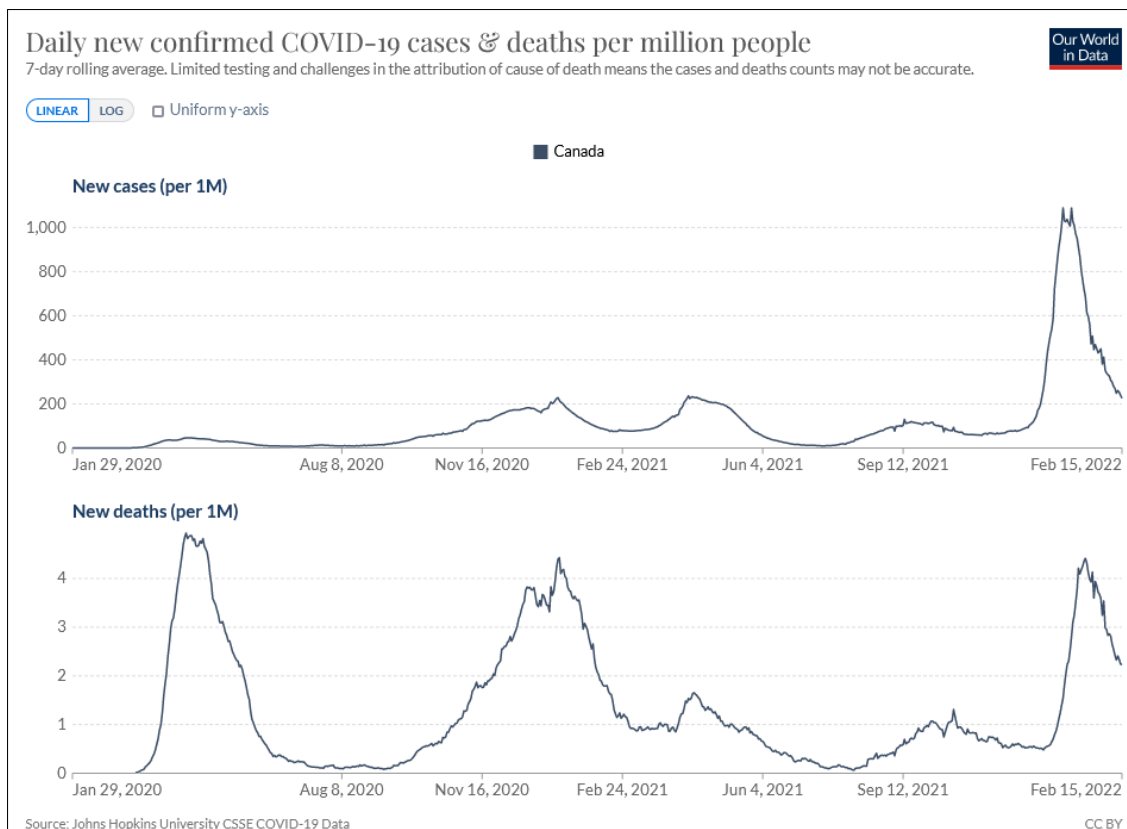


14 カナダにおける新型コロナウイルス感染症の状況

～感染症対策の第一優先をワクチン接種とし、接種率向上のために様々な措置を実施～

(参考) 1カナダ・ドル=87.64 円 (2021 年期中平均)

図 特 14-1 人口 100 万人当たりの新規感染者数および新規死亡者数 (7 日間移動平均)



出典：Our World in Data

(1) 概要

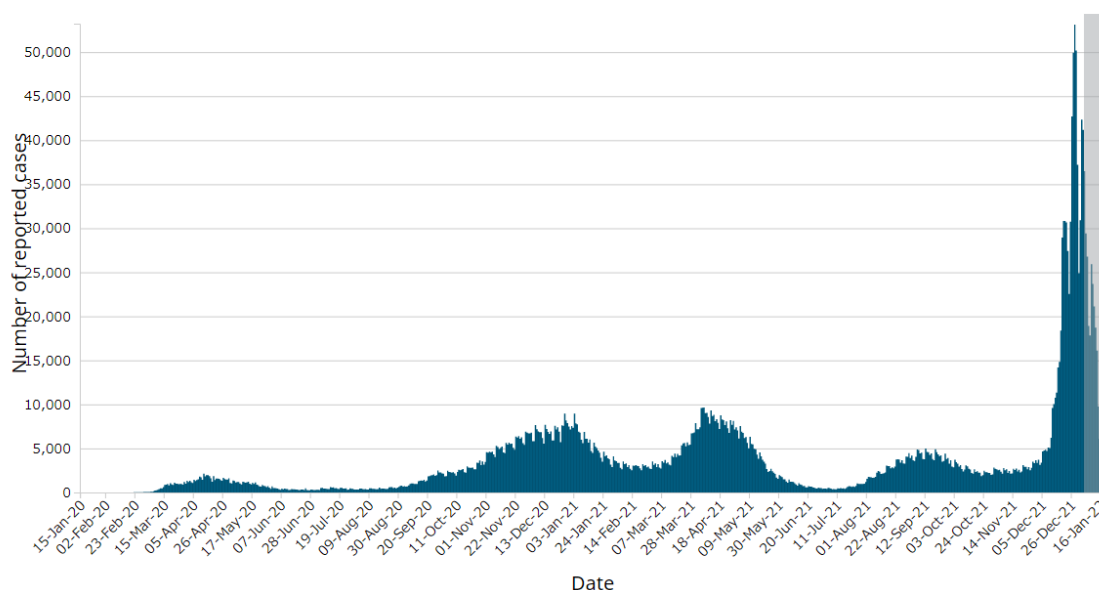
イ 2020 年 1 月 25 日にカナダ国内で初の新型コロナウイルスの感染例が発見されて以降、感染はカナダ全土に広がり、2022 年 1 月 25 日現在、累積感染者数は 2,947,179 人、累積死者数は 32,786 人である。死者数については、2020 年の死因として、がん、心臓病に次ぐ第 3 位であり、カナダで感染症が死因のトップ 3 にランクインするのは、20 世紀半ば以降初めてのことである。

ロ 1 日当たりの新規感染者数におけるピークを見ると、カナダではこれまで 4 度のピーク (波) が確認されており、第 1 波は 2020 年 4～5 月頃、第 2 波は 2020 年 12～2021 年 1 月頃、第 3 波は 2021 年 4～5 月頃、第 4 波は 2021 年 9～10 月頃である。過去最大の 1 日当たりの新規感染者数を記録した第 3 波では 9,500 人を超える

日もあったが、2021 年末からの新たな変異株であるオミクロンによる5度目の流行により、各州、準州における検査能力が感染者の発生に追いつかないため、過少報告であるにもかかわらず、2021 年 12 月 27 日に1日当たり 49,148 人の新規感染者数を記録している。また、2022 年 1 月 14~20 日の入院患者数は平均 10,041 人で前週より 38%多く、これまでカナダで起こった過去のすべてのピークを上回った他、ICU に入室する重症者は平均 1,143 人であり前週より 24%高くなった。

ハ こうした中、カナダ連邦政府は、これまでも重要な公衆衛生対策として行われている、ワクチン接種、マスクの着用、社会的距離の確保といった、パンデミック当初から実践してきた取組に加え、対策を補填するものとして1月に新しく承認された経口抗ウイルス薬の各州、準州への配布や、迅速検査キットの国民への配布等に力を入れた。

図特 14-2 カナダの 2022 年 1 月 21 日までの感染者数の推移（出典 カナダ政府ウェブサイト <https://health-infobase.canada.ca/covid-19/epidemiological-summary-covid-19-cases.html>）



(2) 水際措置（入国制限等）

イ 2020 年 3 月 16 日、外国人のカナダへの入国禁止を発表し、その2 日後から入国制限を施行して以降、カナダにおいてはこれまで国内外の感染状況に応じた様々な水際対策が実施されている。一方で、オミクロンが猛威を振るい始めた当初は、カナダはオミクロンが発生したとされるアフリカ10カ国からの外国人の入国を一時禁止していたが、カナダ国内での市中感染が広がるようになり、2021 年 12 月 19 日からはその措置を中止し、それ以降も新たな水際措置の導入は行っていない。

ロ 2022 年 1 月 25 日時点で、以下のような措置が課せられている。

① 一定の外国人の入国禁止

- ・ ワクチン接種を完了していない渡航者は、農業従事者、食品製造事業者、外国籍の船舶乗組員等の入国要件が免除されている限られた特定のグループを除き、入国が認められない。
- ・ ワクチン接種を完了した渡航者は、必要不可欠ではない目的であっても入国が認められる。
- ・ ワクチン接種が完了しているかどうか、また、カナダへの入国が認められるか否かは、入国管理官により判断される。入国時には、ワクチン接種証明、必要な情報の ArriveCan（ウェブ又はアプリ）への登録及び搭乗前 72 時間以内に取得した陰性証明書の携行等が必要とされる。

② 到着前検査

- ・ ごく限られた例外を除き、カナダ以外の国から入国する 5 歳以上のすべての旅行者に対し、到着前 72 時間以内に取得した PCR 検査の陰性証明か、11 日から 180 日前に取得した過去の陽性結果の証明を提示することが義務付けられている。

③ 入国時検査

- ・ ワクチン接種を完了していない者、または、ワクチン接種を完了した者で入国管理官に無作為に抽出された者は、入国時検査を受ける義務がある。
- ・ 空路で入国する者が入国時検査を受ける場合は、あらかじめ（ワクチン接種を完了した者が入国審査官から無作為抽出された場合には、その後）空港ごとに指定された検査機関への情報登録が必要である。空港によって異なるが、空港で検査を受け、又は空港でスワブ（綿棒）検査キットを受け取ってカナダ入国後 24 時間以内に検査を受けることとなる。
- ・ 陸路で入国する者が入国時検査を受ける場合は、陸路国境でスワブ（綿棒）検査キットを受け取ってカナダ入国後 24 時間以内に検査を受けることとなる。

④ 隔離

- ・ ワクチン接種を完了していない者は、入国後、適切な場所において自己隔離を開始し、入国 8 日目に再度検査を受けて陰性結果を受け取った後、入国から 14 日間の自己隔離を完了する必要がある（入国 8 日目の検査で陽性の場合は、検査日から起算して 10 日間の隔離が必要となる。）。自己隔離を行う場所まで、マスク着用等の公衆衛生対策を実施した上で地下鉄やバス等の公共交通機関の利用が認められるが、航空機や VIA 鉄道等の利用は認められない。
- ・ ワクチン接種を完了した者が入国管理官による無作為検査の対象となった場合には、カナダ入国前 14 日以内の滞在場所によって入国時検査受検後の取扱いが異なる。
過去 14 日以内の滞在場所がカナダまたは米国以外である場合には、陰性の結果を受け取るまで自己隔離が必要（陽性の場合は検査日から起算して 10 日間の自己隔離が必要）とされる。検査結果を待つ間、適切な場所で自己隔離を行う必要があるが、

乗継便等で隔離場所まで向かうことが認められる。

過去 14 日以内の滞在場所がカナダまたは米国の場合には、自己隔離は不要であり、乗継便等で最終目的地まで向かうことが認められる（ただし、陽性の場合、結果を受け取ってから直ちに、検査日から起算して 10 日間の自己隔離を行わなければならない。）。

⑤ 渡航自粛勧告

- ・ カナダ政府は、国民に対して、ワクチン接種状況に関わらず、海外への不要不急の旅行を避けるよう勧告している。

ハ 2020 年 4 月 14 日から 2022 年 1 月 13 日までの検疫法違反件数として、合計で 12,638 件あり、その内訳は、政府指定宿泊施設に向かうことを拒否 8,087 件（2021 年 2 月 21 日から 8 月 9 日まで例外を除いてカナダ入国の際に 3 日間政府指定宿泊施設（ホテル）の滞在が義務化されていた）、有効な到着前検査なしに到着した 2,437 件、到着時検査の拒否 922 件、隔離の中止 540 件、その他 652 件である。

(3) 国内の行動制限（ロックダウン、マスク着用義務、集会禁止、入店規制、接触確認アプリ 等）

イ カナダは 13 の州、準州からなる連邦制国家であり、基本的に感染症対策はそれぞれの州、準州が責任及び権限を有しており、国内の行動制限は州政府等の権限で行われている。

ロ カナダ国内の感染状況について、第 4 波の 2021 年 9～10 月頃以降は、各種制限措置が徐々に解除され始めていたものの、2021 年 12 月以降のオミクロンによる新規感染者数の急激な上昇に対応するため、再び各種制限措置が州政府等により導入されている。

ハ 一方、オミクロンによる感染者が早期に確認され、既に感染のピークを迎えたと考えられるオンタリオ州やケベック州では、2022 年 1 月下旬以降、制限措置の緩和に向け動き始めている。

① オンタリオ州

- ・ 2022 年 1 月 20 日に発表があり、陽性率は下がり、新規入院患者も安定し始め、入院期間もかなり短縮され、今後もこの傾向が続くと予想されるということで、注意を要しながらも 1 月 31 日、2 月 21 日及び 3 月 14 日の段階的な規制措置緩和が打ち出された。

・ 1 月 31 日からの緩和措置（概要）

- 社交的な集まりの制限人数を屋内 10 人、屋外 25 人に引き上げる。
- 例えば以下の屋内の公共の場所における収容人数の制限を 50%へ引き上げる、ないしは維持する。

- ・ レストラン、バー、ダンス施設のないその他の飲食店

- 小売店（食料品店や薬局を含む）
- ショッピングモール
- ジムなどのスポーツ・娯楽用フィットネス施設の非観客用エリア
- 映画館
- 会議室、イベントスペース
- レクリエーション施設、遊園地（ウォーターパークを含む）。
- 博物館、美術館、水族館、動物園、その他類似のアトラクション
- カジノ、ビンゴホール、その他のゲーム施設
- 宗教上のサービス、儀式、式典
- スポーツイベント、コンサート会場、劇場などの施設の観客席は、座席数の 50% 又は 500 人のどちらか少ない方で運営することを許可。
- ワクチン接種証明の強化やその他の要件は、引き続き適用される。
- 2月 21 日からの緩和措置（概要）
 - 社会的な集まりの制限人数を屋内 25 人、屋外 100 人に引き上げる。
 - 例えばレストラン、屋内スポーツ・レクリエーション施設、映画館など、ワクチン接種証明が必要な屋内の公共の場所や、ワクチン接種証明の提示を選択した場所での定員制限を撤廃する。
 - スポーツイベント、コンサート会場、劇場での観客の収容人数を 50%に制限する。
 - ワクチン接種の証明を必要としない屋内の公共の場所等では、2メートルの物理的距離を保てる人数に定員を制限する。
 - 屋内での宗教的サービス、儀式、式典は、2メートルの距離を保てる人数に制限し、ワクチン接種証明が必要な場合は制限を設けない。
 - ナイトクラブ等、接種証明が必要な残りのリスクの高い環境では、屋内の収容人数を 25%に引き上げる。
 - ワクチン接種証明の強化やその他の要件は、引き続き適用される。
- 3月 14 日からの緩和措置（概要）
 - すべての屋内の公共の場所における定員制限を解除する。既存の施設では、他の通常措置に加え、ワクチン接種証明も維持される。
 - 宗教上のサービス、儀式に関する残りの定員制限を解除する。
 - 屋内での懇親会の定員を 50 人に増やし、屋外での懇親会には制限を設けない。
- ② ケバック州
 - 2022 年 1 月 17 日から夜間外出禁止令が解除され、小中学校は対面授業も再開。また 1 月 31 日からレストランのダイニングルーム（定員 50%、各テーブル 4 人又は 2 世帯まで）や 2 月 7 日から映画館等の再開（定員 50%、最大 500 人まで）も発表された。（他方で新規感染者数は一時期より減っているものの入院者数は直ぐには減少

しない見通しであり、病院の状況は引き続き厳しいとして、慎重且つ漸進的に緩和を進めるとしている。また現在医療従事者が1万2千人も欠けており、今後看護師の拡充を含め、医療業界、システムの見直しを進めていく考えを明らかにしている。）

ニ マスク着用義務については、カナダ連邦政府は、個人レベルの感染対策としてマスク着用を勧奨しているが、具体的には州・保健当局の勧告に従うことを求めている（航空機の乗客に対しては連邦政府によりマスク着用が義務付けられている）。州政府によるが、公共スペース（例えば、店舗内、イベントスペース、娯楽施設、ホテルの共用スペースなど）、職場、交通機関等の屋内空間でのマスク着用が義務化されている場合が多い。なお、連邦政府、州政府ともマスクの性能については問うておらず、N95 マスクや FFP2 マスクといった高性能マスクに限定はしていない。

ホ 接触確認アプリについては、COVID Alert というアプリが連邦政府から提供されており、Bluetooth 通信を介してアプリ・ユーザー同士の接触履歴を記録し、あるユーザーが後日検査で陽性結果が出た場合に、近くにいたユーザーに対しアプリ上において接触者として感染リスクを知らせるアラートを通知するものである。陽性結果が出た際に医療機関からワンタイム・キーを感染したアプリ・ユーザーが受け取り、それをアプリ上にアップロードすると、過去14日間に2メートル以内で15分以上接触した他のユーザーに通知される。

2022年1月1日現在で、ダウンロード数は684万9,624件で、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、ヌナブト準州及びユーコン準州以外の9の州・準州で利用されており、5万19件のワンタイム・キーが利用されている。なお、当該アプリの使用は任意である。

（4）検査（PCR検査、抗原検査等）

イ カナダでは、マニトバ州ウィニペグにある公衆衛生庁の国立微生物学研究所（NML）を中心とした各州の衛生研究所との協力体制を構築しており、国内全体で1日23万件超のPCR検査の処理が可能であり、これまで累計5,500万件超の検査が行われている。

2021年12月頃からは、オミクロンによる急激な感染拡大により各州、準州の検査能力を超えてきていることから、各州、準州とも検査方針を変更し、医療従事者や長期療養者など高リスクな人やその環境に置かれた人に対して優先的に検査を行っている。2022年1月18日時点の直近1週間では、約140万件の検査結果が報告されている。

ロ カナダ国内における検査体制を補完し、定期的な検査により感染者の新規発見及びその後の速やかな自己隔離等につなげるため、迅速検査キットが複数承認され使用されている。特に2021年12月からは、オミクロンの感染拡大と、年末年始の休暇が始まったことから、迅速検査の需要が高まり、地方保健当局における検査キット

の無料配布に多数の行列が生じ、十分な数が行き届かない事態が生じた。

ハ カナダ政府は 2022 年 1 月 14 日現在で、総額 30 億ドル、4 億 3 千万人分を超える迅速抗原検査キットの契約をサプライヤーと結び、これまで各州、準州等に 1 億 4 千万件分以上が配布されている。

なお、迅速抗原検査キットで陽性になった場合でも、特別に指示がされていない場合、保健当局への報告は必要無いと検査方針に定めている州もある。

二 懸念される変異株 (Variants of concern) を迅速に特定、分析、追跡するため、カナダ連邦政府の資金提供により、2020 年 4 月に Canadian COVID Genomics Network (CanCOGeN) が設立されている。2021 年 12 月時点で、9 つの州 (ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、サスカチュワン州、マニトバ州、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド・ラブラドール州及びノバスコシア州) の研究所と国立微生物学研究所 (NML) において PCR 検査により陽性となった検体のうち一定量についてゲノムシーケンスが行われている。

2022 年 1 月 14 日現在の集計で、デルタとオミクロンの割合 (%) が示されており、2021 年 11 月 14 日の週は 100:0 であったものが、11 月 21 日の週にデータ上オミクロンが出現し 99.8 : 0.3 となり、12 月 26 日の週は 6.1 : 93.8 とカナダにおける変異株がデルタからオミクロンに一気に置き換わっている。

(5) 隔離 (自宅待機 等)

イ 入院、隔離等感染対策は州の権限で決められている。オミクロンによる感染拡大前は、各州の方針に従いアセスメント・センターやケア・クリニックが開設され、検査が可能であったが、オミクロンによる感染拡大後は受検機会が制限され、また、検査により陽性結果が出ても、重症化のリスクが低い場合には病院に入院することなく、経過観察をしながら自宅で療養することになる。

重大な呼吸の問題、胸痛、失神、慢性疾患の明らかな悪化等の際には、近くの病院の救急外来を受診するか地方保健当局の緊急連絡先に連絡をする。

ロ 検査で陽性結果が出た者及びその接触者は、他者への感染を防ぐため自宅での隔離が求められる。連邦政府のガイダンスにおいて、陽性者については最低 10 日間、接触者についてはワクチン接種が完了している者は隔離の必要は無いが 14 日間のセルフ・モニターを行い、ワクチン接種が完了していない者は最後の接触から 14 日間自宅隔離をすることが推奨されている。

ハ 連邦政府のガイダンスにかかわらず、各州、準州において個別に隔離の規定がある場合にはそれに従うことになる。

例えば、オンタリオ州においては、2021 年 12 月 31 日以降、陽性者について、ワクチン接種が完了している者については、10 日間の隔離期間を 5 日間に短縮した。5 日目以降に隔離する必要はないが、その後の 5 日間は屋外でもマスクをする必要

がある。ただし、ワクチン接種が完了していない者については、引き続き 10 日間の隔離が必要である。接触者についても、ワクチン接種が完了している者については、隔離の必要は無いが 10 日間のセルフ・モニターを行い、ワクチン接種が完了していない者は最後の接触から 10 日間自宅隔離が必要である。ただし、同居する家族等が陽性者である場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず 5 日間の自宅隔離が必要である。

(6) ワクチン（製造元、ブースター、任意接種、接種義務 等）

イ 2020 年 12 月のワクチン接種開始直後は、ワクチン確保に苦戦し接種率も伸び悩んでいたものの、2021 年 3 月下旬以降、特にファイザーのワクチンが順調に輸入されるようになってからは、カナダ国内におけるワクチンの接種率は順調に上昇していった。

カナダにおいてはワクチン接種完了率を急速に引き上げることが、感染対策の第一優先とされ、精力的にワクチン接種が行われた結果、2021 年秋以降は G20 において日本と並ぶトップの接種完了率を誇っている。カナダ政府の発表によれば、2022 年 1 月 25 日現在のワクチン接種完了率は、全人口に対し 77%超、12 歳以上人口に対し 88%超であり、5～11 歳人口に対しては 5%超である。

ワクチン接種について州政府により行われているが、例えばオンタリオ州においては、予約は Ontario Booking Portal や保健当局への電話連絡等を通じて可能であり、無料で受けられる。

ロ カナダにおいては、カナダでワクチンを販売するためには、製造者はカナダ保健省に申請書を提出する必要があるが、以下の 2 つの規制プロセスのいずれかを使用する必要がある。製造者が暫定命令プロセスを通じて申請すれば、すべての研究が完了するまで待つのではなく、新しいエビデンスが入手可能になった時点で審査を開始することが可能である。なお、2009 年には、H1N1 パンデミック・ワクチンの審査・承認に同様のプロセスが用いられた。

- COVID-19 関連医薬品及び医薬品の臨床試験に関する暫定命令（the Interim order No. 2 for clinical trials for medical devices and drugs related to COVID-19）：パンデミック時に COVID-19 薬剤の緊急な必要性に対応するために設定されたもの（緊急承認）

- 食品医薬品規則（the Food and Drug Regulations）

ハ 2022 年 1 月 25 日現在、カナダでは、ファイザー社及びビオンテック社によるワクチン、モデルナ社によるワクチン、アストラゼネカ社によるワクチン及びヤンセン社（ジョンソン・アンド・ジョンソン社）によるワクチンが、食品医薬品規則に基づく申請により、カナダ保健省から承認を受けている。また、ノババックス社、サノフィ・GSK 社及びメディカゴ社のワクチンについては、承認申請後の審査プロセス

中である。5～11 歳の小児用として、ファイザー社によるワクチンが承認されており、6～11 歳の小児用として、モデルナ社によるワクチンが承認申請後の審査プロセス中である。

二 追加（ブースター）接種について、18 歳以上の者に対して、ファイザー社とモデルナ社のブースター接種用ワクチンが承認されており、国家予防接種委員（NACI）からブースター接種に係る勧告が出されている。その内容は、ワクチンの初回シリーズの接種が完了してから6カ月以上後に、承認された mRNA 新型コロナウイルス・ワクチンをブースター接種するよう勧告しており、50 歳以上や高齢者向けの長期療養施設等で生活する成人などが対象とされ、地域や個人のリスクを考慮した上で、18 歳から 49 歳の成人に対しても接種を行っても良いとしている。これを踏まえ、州、準州において定めたワクチン接種方針に従い、積極的にブースター接種が行われており、2022 年1月 25 日現在、全人口に対し 33%超、18 歳以上に対し 41%超が追加接種している。なお、アストラゼネカ社及びヤンセン社によるブースター接種用ワクチンが承認申請後の審査プロセス中である。

ホ カナダ政府は、ファイザー社とモデルナ社とワクチン提供について締結しており、2022 年と 2023 年分は確保済みでさらに 2024 年まで延長するオプションを有している。この契約では、ブースター接種用ワクチンの投与に加え、新たな変異株に対するワクチンや、若年層向けに開発されるワクチンなど、新しく開発されるワクチンの提供にも柔軟に対応することが可能である。カナダ連邦政府は、2022 年1月 25 日現在で、ファイザー社及びピオンテック社のワクチンを7千6百万回分、モデルナ社のワクチンを4千4百万回分、アストラゼネカ社のワクチンを2千万回分、ヤンセン社のワクチンを3千8百万回分確保し州、準州に供給している。この他にも、まだ承認はされていないが、ノババックス社、サノフィ・GSK 社及びメディカゴ社との承認後のワクチン提供について締結している。

ハ ワクチン接種の義務化として、連邦政府は、2021 年 10 月 29 日までに連邦公務員に対しワクチン接種を完了し宣誓書の提出をさせ報告することを義務づけた。この義務は、在宅勤務、遠隔地勤務、現場での勤務のいずれにも適用される。11 月 15 日からは、自分のステータスを開示することを拒否した職員や、ワクチン接種を完了していない職員は、無給の休職扱いとなる。なお、医療上の禁忌、宗教等に基づいてワクチン接種ができない従業員は、調整（accommodation）を要求することが可能である。

2022 年1月 10 日現在、281,195 人がワクチン接種の申告を行っており、97.9%（275,150 人）が接種完了、0.7%（2,035 人）が部分接種、0.3%（804 人）が未接種、及び 1.1%（3,206 人）が接種免除となっている。

また、2021 年 10 月 30 日以降、カナダ国内の空港から出発する旅客機及び VIA 鉄道等の乗客についても、医療上の理由で接種ができない等の限られた例外を除き、

ワクチン接種を完了していることが義務付けられた。なお、カナダ国内に一時的に滞在する外国人で、当該措置の実施前にワクチンの接種を完了しないままカナダに入学した者については、2022年2月28日までの間、ワクチン接種を完了することなく国外へ退去することが認められる。

ト 州、準州におけるワクチン義務化については、2021年秋頃から医療従事者や介護施設従業員に対する接種完了の義務付けを発表する州があったが、オンタリオ州やケベック州など多数の感染者が確認され深刻な労働力不足が懸念されるような州にあっては、その後、接種完了までの期限を延長するか計画自体を中止するなど、州政府により感染状況等により柔軟な対応がとられている。

チ ワクチン接種による有害事象や副反応の報告について、2022年1月21日現在、カナダでは合計72,887,692回のワクチン接種が行われ、副反応や有害事象は、34,426人から報告されている。このうち、27,048件が重篤ではないもの（全投与量の0.037%）、7,378件が重篤なもの（全投与量の0.010%）である。副反応の多くは、注射部位の痛みや微熱など軽度のものである。重篤な副反応として、アナフィラキシーなどがあり、カナダ国内で740回報告されている。このため、アレルギー反応が出た場合に治療を受けられるよう、ワクチン接種を受けた後、一定期間待つ必要がある。

(7) 治療（病床数等医療提供体制、抗体カクテル療法、経口治療薬等）

イ 2019～2020年のデータで、カナダ国内において、86,944病床、ICUは4,567室とされているが、新型コロナウイルス感染症発生前から、他の先進国に比べてその数は少なく医療体制が脆弱であると指摘されている。新規感染者数が増大することで、それに伴う入院患者数、ICU入居者数の増加による医療体制の逼迫はこれまでのピークでも起きている。

ロ オンタリオ、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州といった4大州に病床、ICUは集中しているが、2021年4～5月頃の第3波は罹患率が高く、それゆえICUへの入室者数が多く発生し、これらの人口の多い地方でICUのキャパシティに大きな影響を及ぼした。また、一部の州では治療環境の過密化により患者を他の州等に移送しなければならず、多くの地域では、選択的な医療処置の実施や手術の縮小・延期が行われた。

ハ 直近7日間（2022年1月14日～20日）の入院患者数は平均10,041人で前週より38%多く、過去のすべてのピークを上回っている状況である。そのうち、ICU入室者数は平均1,143人で前週より24%高くなった。オミクロンによる医療システム等に与える影響は大きく、病院スタッフの感染や隔離の増加も起きている。

ニ 治療薬について、カナダ保健省は、ワクチンと同様の2つ（COVID-19関連医薬品及び医薬品の臨床試験に関する暫定命令あるいは食品医薬品規則）の審査プロセス

を用いて、審査を迅速に進めている。

カナダにおいて既に承認されている治療薬として、グラクソ・スミスクライン社のソトロビマブ（2021年7月30日緊急承認）、ホフマン・ラ・ロシュ社のカシリビマブ・イムデビマブ（抗体カクテル療法、2021年7月30日緊急承認）、イーライリリー社のバムラニビマブ（2020年11月20日緊急承認）、ギリアド・サイエンス社のレムデシビル（2020年7月27日承認）がある。

ホ 経口抗ウイルス薬については、2022年1月17日に、ファイザー社のパクスロビドがカナダ保健省により入院や死亡を含む重篤な疾患に進行するリスクの高い軽度から中度の18歳以上の感染者に対する治療薬として承認された。メルク社のモルヌピラビルについては、1月25日現在で承認申請後の審査プロセス中である。

カナダ政府はファイザー社からパクスロビド100万人分が提供される契約を締結済みであり、初期出荷分3万400人分を受領し州、準州に配布を開始しており、3月末までにさらに12万人分が納入される予定である。メルク社との契約では、モルヌピラビルを50万人分提供し、カナダ保健省の承認を待って最大50万人分のオプションを追加することになっている。

（8）経済支援（事業主への給付金 等）

イ これまで、カナダ連邦政府は、新型コロナウイルスにより経済的被害を受けた企業や国民に対する支援策を実施してきたが、2021年10月21日、これらの支援策についての的を絞ったものに見直すこと等を発表した（総額74億加ドル）。この法案は同年11月に議会に提出され、12月17日には議会を通過した。支援策の主な概要は以下の通り。

ロ 企業向け支援策の見直し

- ① 収益減が10%超の適格雇用主を対象として、開発雇用プログラム（CRHP）を2022年5月7日まで延長するとともに、補助率を50%に引き上げる。
- ② 緊急貸金補助（CEWS）、緊急賃料補助（CERS）等の既存の企業向け支援策を廃止する一方で、重大なパンデミック関連の試練に直面する企業に的を絞った以下の支援策を創設する。
 - ・観光・ホスピタリティ回復プログラム（THRП）
ホテル、ツアーオペレーター、旅行代理店であって、収益減が40%以上の場合に対し、2022年5月7日までの間、補助率40～75%（3月13日以降は20～37.5%）の貸金・賃料支援を行う。
 - ・深刻な打撃を受けた企業の回復プログラム（HHBRP）
大きな損失を被ったその他の企業であって、収益減が50%以上の場合に対し、2022年5月7日までの間、補助率10～50%（3月13日以降は5～25%）の貸金・賃料支援を行う。

- ロックダウン地域に限定した企業向け支援策（Local Lockdown Program）
ロックダウンに直面する企業には、業種にかかわらず、THRP と同様の支援を行う。

ハ 個人向け支援策の見直し

- ① 回復期給付（CRB）を廃止する一方で、2022年5月7日までの間、ロックダウン地域に限定した労働者ロックダウン給付（CWLБ）を創設する（適格労働者に対して週当たり300加ドルを支給）。
- ② 回復期養育・介護給付（CRCB）及び回復期疾病給付（CRSB）を2022年5月7日まで延長するとともに、最大受給可能期間を2週間追加する。

二 なお、2021年12月22日、オミクロンの感染拡大を受け、ロックダウン地域に限定した企業向け支援策（Local Lockdown Program）及び労働者ロックダウン給付（CWLБ）の要件を2022年2月12日まで一時的に緩和する措置が講じられている。

（参考）

●カナダ連邦政府

<https://www.canada.ca/en.html>